

仙台市中央卸売市場本場における集客・賑わい創出に向けた検討業務委託 公募型プロポーザル方式による受託候補者募集に係る実施要領

1 目的

仙台市中央卸売市場本場（以下、本場という）は、昭和48年に現在の卸町地区に移転し、従来の水産物部・青果部に新設の花き部を加えた3部門からなる総合市場として開設された。その後、花き部の移転（花き市場の開設）や卸売場の増築を経て、現在は水産物部と青果部で構成されている。

この間、卸売市場・仲卸売場など主要施設をはじめ多くの施設は、築後50年以上が経過し老朽化が進んでいることから、再整備を行うこととしている。

令和8年3月に策定された「仙台市中央卸売市場再整備基本計画」においては、卸売市場に求められる新たな役割の1つとして「賑わい創出」を掲げ、多様な食品が集積する強みを生かした賑わい創出等の新しい価値・役割を発揮することとしている。このことから、本業務では、再整備後における集客・賑わい創出に向けた調査・検討を行うことを目的とする。

なお、本業務の実施にあたっては、業務遂行能力や実績、体制等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式により受託者を選定する。このため、必要となる事項を本実施要領により規定する。

2 委託概要

(1) 業務名

仙台市中央卸売市場本場における集客・賑わい創出に向けた検討業務

(2) 業務内容

別紙「仙台市中央卸売市場本場における集客・賑わい創出に向けた検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の通り。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）までとする。

(4) 委託上限額

5,040,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、個人での応募は不可とする。なお、本業務への応募は仙台市競争入札参加者名簿の登録事業者に登録されているものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと。
- (4) 納期の到来している仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（仙台市税が課税

されていない者は、主たる事業所所在市町村税を滞納していないこと。

- (5) 仙台市の「有資格者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 仙台市の求めに応じて速やかに仙台市内の指定する場所に来訪することが可能であること。
- (7) 共同企業体で応募する場合は、共同企業体の名称、代表企業、構成企業を掲載した協定書（任意様式）を提出すること。
- (8) 旅行業法の規定に基づく第2種旅行業（又は第1種旅行業）の登録を受けている者であること。また、共同企業体により応募する場合は、構成員のうち少なくとも1社以上が、上記に定める第2種旅行業（又は第1種旅行業）の登録を受けていること。

4 スケジュール

- (1) 公告 : 令和8年7月10日（金）
- (2) 各社からの質問期限 : 令和8年7月22日（水）
- (3) 質問に対する回答 : 令和8年7月28日（火）
- (4) 参加表明書の提出期限 : 令和8年8月4日（火）
- (5) 企画提案書の提出期限 : 令和8年8月17日（月）
- (6) プレゼンテーション（ヒアリング）実施 : 令和8年8月31日（月）【予定】
- (7) 受託候補者特定 : 令和8年8月31日（月）【予定】
- (8) 選定結果の通知 : 令和8年9月上旬 【予定】
- (9) 委託契約の締結 : 令和8年9月下旬 【予定】
- (10) 結果公表 : 令和8年9月下旬 【予定】
- (11) 業務完了 : 令和9年3月26日（金）

5 質問の受付及び回答

(1) 質問

- ① 本業務委託に関する質問がある場合には、質問書（任意様式）に必要事項を記入し、件名を「企画提案に関する質問」とし、電子メールで問い合わせること。
- ② 電話及び窓口での質問には応じない。なお、質問書の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ電話で問い合わせをする場合がある。
- ③ 受付期限
令和8年7月22日（水）午後5時まで
- ④ 質問書送付先メールアドレス
kei008210@city.sendai.jp
- ⑤ 質問書に記載する必要事項
質問者の団体名、部署、氏名、連絡先電話番号、質問内容

(2) 回答

- ① 質問への回答は、令和8年7月28日（火）午後5時までに、仙台市中央卸売市場ホームページ（仙台市公式ホームページ内）に掲載することにより回答する。
- ② 質問者の名称等については公表しない。

6 参加表明書等の提出

(1) 本業務に参加する場合は、次に掲げる書類を各1部提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 入札参加資格登録書の写し
- ③ 共同企業体の協定書（任意様式）の写し※共同企業体で応募する場合のみ

(2) 受付期限

令和8年8月4日（火）まで

(3) 提出方法

持参または郵送等

持参による場合の受付時間は、水曜日・日曜日を除く午前9時00分から午後5時00分まで

(4) 提出先

本要領13に掲げる担当課

7 参加表明書等の審査

参加表明書等から参加要件について書類審査を行い、企画提案書等提出の対象となる参加者を選定し、選定された参加者に、その結果を通知するとともに、企画提案書等の提出要請書を送付する。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 受付期限

令和8年8月17日（月）午後5時00分まで

(2) 提出方法

持参又は郵送等（共に提出期間内必着）

持参による場合の受付時間は、水曜日・日曜日を除く午前9時00分から午後5時00分まで

ただし、8月12日（水）は上記の時間において持参の受付を行うが、8月13日（木）から15日（土）の期間は持参の受付は行わない。

(3) 提出書類

- ① 企画提案等提出書（様式2） 正本1部
- ② 業務実施体制調書（様式3） 正本1部（企業名有り） 副本8部（企業名無し）

(ア) 以下の3点について記載すること。

- ・業務受託に当たっての考え方
- ・業務の実施体制
- ・業務の実施スケジュール

(イ) A4縦片面3枚以内とする。

(ウ) 文字の大きさは、本文10pt以上とする。

- ③ 企画提案書（様式4） 正本1部（企業名有り） 副本8部（企業名無し）

(ア) 企画提案書は、以下のテーマについて簡潔に記載すること。

テーマ	規定
■テーマ1 「モニターツアーの実施について」 本場における既存のコンテンツ及び新規に造成可能なコンテンツを活用	A4縦片面 2枚以内

したモニターツアーの実施について提案すること。また、次年度以降の本格プログラムの設計に向けた「満足度・ニーズ調査」の手法も含め提案すること。	
■テーマ2「事業者等招請について」 再整備後の集客・賑わい創出に向けた機運醸成を目的とし、有識者等を招請した意見交換の場について提案すること。	A4縦片面 2枚以内
■テーマ3「先進地視察の実施について」 集客・賑わい創出の取組みの先進事例を視察するプログラムの実施について、その視察先も含め提案すること。	A4縦片面 2枚以内

(イ) 作成に当たっては、提出者を特定することが可能となる記載（会社名、部署名、ロゴ、イニシャル等）は避けること。

(ウ) 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。

(エ) 質問回答書を確認のうえ、提出すること。

(オ) 文字の大きさは、本文10pt以上とする。

(カ) 提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

(キ) 副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

④ 独自提案書（様式5） 正本1部（企業名有り） 副本8部（企業名無し）

(ア) 独自提案書は、テーマ1～3以外の本業務に資する取組みについて簡潔に記載すること。

(イ) A4縦片面2枚以内とする。

(ウ) 文字の大きさは、本文10pt以上とする。

⑤ 見積価格提案書 正本1部 副本8部

(ア) 様式は任意とする。

(イ) 本業務委託に要するすべての経費を積算すること（消費税及び地方消費税を含む）。

(ウ) 経費の総額を示すとともに、主な業務内容ごとに積算項目別の費用内訳を示すこと。

(エ) 正本のみ事業者名を記載し押印すること。

(オ) 副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

⑥ 類似業務受託実績調書（様式6） 1部

(ア) 本業務に類似した業務の受託実績について記載すること。

(4) 注意事項

応募者は提出した提案書の内容について、仙台市から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。その際、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

(5) 提出先

本要領13に掲げる担当課

9 審査方法

提出された企画提案書等をもとに、応募者からのプレゼンテーション（ヒアリング）を踏まえて仙台市中央卸売市場本場における集客・賑わい創出に向けた検討業務 受託者選定審査委員会（以下

「審査委員会」という)において審査を行う。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和8年8月31日(月)

(2) 内容等

(ア) 時間は、企画提案書の説明15分以内、質疑応答15分程度とする。

(イ) 参加人数は3名以内とする。

(ウ) プレゼンテーションに参加しなかった提案者及び指定時間に15分以上遅刻した提案者は、選定の対象外とする。

(エ) 会場のモニターの使用を希望する場合は、企画提案書の提出時にその旨を明記または申し出ること。この場合、モニターは本市で準備するが、使用するパソコンは応募者が用意すること。

(オ) 応募者が多数の場合、プレゼンテーションの時間が変更となる可能性がある。

(カ) プレゼンテーションは事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

10 受託候補者の選定等

(1) 評価の基準

審査委員会において、下記の評価項目に沿って企画提案書の評価を行い審査委員が採点し、各委員の採点に基づく合計点を合算した総合点数が高い応募者を受託候補者として選定する。

評価項目(大項目)	評価項目(中項目)	配点
業務の実施体制	業務の理解度	10点
	実施体制	10点
	スケジュールの妥当性	5点
業務内容	テーマ1(モニターツアーの実施)	20点
	テーマ2(事業者等招請)	15点
	テーマ3(先進地視察の実施)	10点
	独自提案	10点
見積金額の妥当性	見積金額の妥当性	5点
類似業務の実績	類似業務の実績	10点
地元企業の参入	地元企業の参入	5点
合計(総合評価点)		100点

なお、総合点数が同じ事業者が複数いる場合、各委員の採点において以下項目の合計点数が高い事業者を上位とする。

- ・第一優先項目：業務内容の合計評価点
- ・第二優先項目：業務内容(テーマ1)の合計評価点
- ・第三優先項目：業務の実施体制(大項目)の合計評価点

(2) 選定結果

選定結果は、各応募者に令和8年9月上旬(予定)に電子メールで通知するとともに、後日書面にて通知する。選定されなかった場合の理由について、通知日から7日以内(土日祝日を除

く)に書面(様式は任意)での説明の要求があれば、書面を受理した日から10日以内(土日祝日を除く)に書面により回答する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、受託候補対象者から除外し、提出された企画提案書は無効とする。無効となった場合は、当該応募者に対して通知する。

- ① 提出期日までに提出書類が届かなかった場合
- ② 応募者が応募資格要件を満たさない者または委託契約者を選定するまでの間に資格要件を満たさなかった者
- ③ 他の応募者と企画提案内容等について相談を行うなど、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ④ 提出書類に虚偽または不正な記載があった場合

1.1 契約に関する事項

(1) 契約方法

仙台市契約規則(昭和39年規則第47号)の規定に基づき、委託契約を締結する。なお、契約締結に際し、応募書類に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 受託者の決定

受託者は「9 受託候補者の選定等」に基づき選定した受託候補者(優先交渉者)と契約締結に向けた協議・調整を行うことで決定する。ただし、特別な理由により受託候補者と契約ができない場合は、他の応募者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した応募者を受託者とする。

(3) 契約の締結

契約時における仕様書は、別紙本業務仕様書の内容を基本として、受託候補者からの企画提案内容を踏まえて協議により決定するものとし、別途本市が作成する委託仕様書に基づき随意契約により契約を締結する。なお、協議にあたっては、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。契約締結時期は令和8年9月下旬を予定している。

1.2 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出など、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された資料は返却しない。なお、提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号)の対象文書となる。
- (3) 仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号)の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合がある。
- (4) 仙台市は提出された資料について、本業務の受託候補者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出期日以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。なお、提出書類以外に審査に必要な書類の提出を仙台市から求める場合がある。
- (6) 本業務の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ有効に行う上で必要と思われる場合には、協議の上あらかじめ

じめ承認を受けて業務の一部を委託することができる。

(7) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を順守すること。

13 担当課

仙台市経済局中央卸売市場管理課

〒984-0015 仙台市若林区卸町4丁目3番地の1

TEL : 022-232-8111 FAX : 022-232-8144

E-mail:kei008210@city.sendai.jp